

# 平成 22 年度第 3 回愛媛県男女共同参画会議議事録

日 時 平成 22 年 11 月 15 日 ( 月 ) 10 : 00 ~ 12 : 15

場 所 県議事堂 農林水産・建設委員会室

出席委員 14 名(敬称略)

会 長 田 中 チカ子 (財)えひめ女性財団理事長  
副会長 宮 崎 幹 朗 愛媛大学法文学部教授  
委 員 大 隈 満 愛媛大学農学部教授  
" 甲 斐 朋 香 松山大学法学部准教授  
" 加 藤 晶 子 (社)愛媛県建設業協会女性部会長  
" 菊 池 裕 子 前えひめ女性財団常務理事  
" 郷 田 和 美 愛媛県小中学校長会理事  
" 近 藤 智 佳 公募委員  
" 四 方 智 美 愛媛労働局雇用均等室長  
" 高 橋 美代子 愛媛県 P T A 連合会会長  
" 藤 沢 真理子 聖カタリナ大学教授  
" 向 江 隆 文 N H K 松山放送局放送部長  
" 藪 真智子 愛媛県商工会議所女性会連合会理事  
" 善 本 裕 子 松山東雲女子大学教授

## 1 開 会

司会 ただ今から、第 3 回愛媛県男女共同参画会議を開催いたします。

初めに、田中会長からごあいさつをお願いいたします。

## 2 会長あいさつ

田中チカ子会長 皆様、おはようございます。数ヶ月ぶりにお目にかかります。本日の会議を始めます前に一言ごあいさつを申し上げます。

今年度は県の男女共同参画計画の最終年でございます。同時に来年度から始まります第2次計画策定の年でもございます。このことを受けて、この男女共同参画会議におきましては、年度の初めに知事から諮問を受けまして、県計画について検討してまいりました。これまで2回の会議を通して、中間改定を含め、平成13年から県が取り組んできたことやその状況、社会の状況を確認しました。また、国の第3次基本計画策定に向けた動きや進捗状況を踏まえながら、特に前回の第2回会議におきまして、県の次期計画の骨子案を了承したところでございます。

本日の会議では、そういった流れを踏まえまして、お手元の検討案につきまして、皆様それぞれのお立場から忌憚のないご意見を伺いたいと思っております。また、就任されて間もない委員におかれましても、どうぞ遠慮なくご発言いただきますようお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

司会 ありがとうございます。次に事務局からお知らせがございます。

事務局 たいへんうれしいお知らせでございます。

菊池委員さんにおかれましては、この度、長年のご功績に対しまして、瑞宝小綬章を受章されました。まことにめでとうございます。(拍手)

司会 それでは、議事に入る前にご報告を申し上げます。本日の会議は、宮崎佐恵子委員が所用のため欠席をされております。15名中14名のご出席をいただき、過半数を超えておりますことから、愛媛県男女共同参画推進条例施行規則第14条第2項の規定に基づき本会議が成立したことをご報告申し上げます。

続きまして、本日の資料のご確認をお願いいたします。次第は本日お席に置かせていただいております。資料1と水色の表紙の中間改定の冊子を事前に送付させていただいていますが、お揃いでしょうか。ない場合はお申出をお願いいたします。よろしいですか。それから、12月4日、5日に、山越町の女性総合センターで開催されます「男女共同参画フェスティバル」のチラシを置かせていただいております。12月5日にはエンパワーメントカレッジ「山からの贈り物」と題しまして、登山家の田部井淳子さんの講演もございしますので、ご都合がよろしければ、ぜひご来場ください。

それでは会議の進行を田中会長をお願いしたいと思います。なお議事に入りましてのご発言につきましては、事務局の担当がマイクをお持ちしてからご発言をいただきますようお願いいたします。それでは、田中会長よろしく申し上げます。

### 3 議 事

田中チカ子会長 ありがとうございます。それでは、議事に入りたいと思います。

まず、資料1の検討案全体についての概要と数値目標についてご説明をいただきます。続いて、これまで2回の会議で皆様にご了承いただきました県の動き、あるいは社会経済環境の状況、骨子について、簡単に見直していただいた後、施策の大綱を中心にご意見をいただきたいと思っております。主要課題が5つと推進体制について、それぞれ、事務局からの説明をお聞きいただき、それから皆様のご意見を伺いたいと思っております。ご質問も結構ですので、よろしくお願いいたします。

それでは事務局からの説明をお願いします。第2次愛媛県男女共同参画計画検討案の全体概要及び数値目標についてです。

#### 説明 資料1 第2次愛媛県男女共同参画計画検討案の全体概要及び数値目標

田中チカ子会長 ありがとうございます。今、事務局からご説明がございましたけれども、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

大隈 満委員 今回、本当にありがとうございました。考えてみると、農林水産業の関係は36項目中11項目ということで、約3分の1を占めております。そういう意味で非常に重要な分野です。以前から特に林業関係はいろいろ申し上げてきたんですが、新しい目標を工夫していただいて感謝申し上げます。

目標のところでお話したいのですが、林業は「林業研究グループ女性会議加入組織」、漁業は「漁村女性起業化グループの県認定組織数」ということになっております。仕組みがよく分からないので、この女性会議への加入というのはどういうことなのか、また、県の認定というのは何に基づいて何を認定されているのか、それぞれの内容を教えていただければと思います。

事務局 林業研究グループ女性会議というのは、林業に携わる女性の学習活動や社会活動への参画を促進するために、女性の視点を生かした女性による地域活動を推進するという事で作られた会議です。資料には8組織となっておりますが、休止している組織などがあるようで、現在6組織です。今治市、松山市、東温市、内子町、西予市などで女性のグループが活動しております。それを15組織まで増やしたいということです。

漁村女性起業化グループは、水産物の販売、加工等の起業的な経済活動を行う漁村女性等のグループであり、経済活動計画を策定して知事の認定を受ける制度です。グループの代表者が漁協女性部の部員でなければいけない、10名以上のグループで構成員総数の2分の1以上が漁協女性部の部員でなければならないというような要件を満たしたものとなっております。そうしたグループが、双海下灘漁協、小部漁協、遊子漁協、うわうみ漁協で4組織あります。県が認定しますと、起業活動に対する支援措置が受けられるという制度

でございます。

田中チカ子会長 ありがとうございます。他にご質問、ご意見はございますでしょうか。

甲斐委員さんどうぞ。

甲斐朋香委員 何度か申し上げていることですが、数値目標の「3 意思決定の場への女性の参画拡大」というところです。目標の年度が平成32年度ということで、かなり長いスパンでやるということですね。審議会の女性委員に重複がある状態での41.2%ということなので、重複を除いた状態での40%以上だとか、それが難しいなら目標数値を少し下げても重複を除いて実質的な女性の参画が分かる形での目標設定をしたほうがいいのではないかと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

田中チカ子会長 このことについては、県もご努力されているようでございますが、いかがでしょうか

事務局 甲斐委員のおっしゃることは非常によく分かるんですけども、男性でも一人の方が重複して委員をされているということはございます。ですので、女性に限ったことではないと思いますし、人材リストの活用などによりまして、徐々に裾野が広がってきていると思います。重複を除いた目標値というのはなかなか難しゅうございますので、当課としてはできる限り新たな委員を審議会に入れていただくように庁内に働きかけていきたいと思っております。

田中チカ子会長 一層努力をしていくという回答でございます。よろしゅうございますか。

甲斐朋香委員 ありがとうございます。でしたら、付記事項として「努力をします」と書くなどしていただければと思います。これは行政側だけの問題ではなくて、企業、場合によっては大学の責任の部分もあるかもしれませんから、うまくいかないのは分かっているんですが、例えば「実人数の中の」といった書き方もあるかもしれないですね。ありがとうございました。たいへんよく分かりました。

宮崎幹朗副会長 今の審議会や委員会の委員構成なんですが、役職上指定されている方がありますから、ダブルカウント、トリプルカウントなどいくらでも出てきます。そういう在り方を見直さないといけないんじゃないかという意見はあるんですけども、審議会や委員会自体をどういうふうにしていくかということ自体を考えないと、数字だけいてもあまり意味はないと思うんです。先ほど課長が言われたように、女性だけではなくて男性だって重複している人はたくさんいるんです。しかも、役職上固定されていますから、いろいろな会議に実質的に出られない委員さんもたくさんいるんですね。この会議のようにたくさん委員さんが出席する委員会はむしろ珍しいので、そこから変えないと、この数字だけいてもあまり実質的な意味はないんじゃないかという気はします。今、これだけ女性委員の数が広がってきていますので、それを維持していくことは必要だと思いますし、

県でも審議会、委員会の在り方や委員数の削減といった検討が必要になると思いますので、その中で議論したほうが良いと思います。

田中チカ子会長 このことについて、事務局から追加してご説明ございますか。

事務局 今、宮崎副会長に言っていたとおりで、充て職ばかりになっていて、結局審議会に出られないというような状況は改善すべきですので、審議会の委員を減らして集約するなど、行政システム改革課で取り組んでいくものと思っております。

田中チカ子会長 ありがとうございます。

門田県民環境部管理局长 確かに重複委員は大勢おります。しかし、この数字を上げるためだけに重複委員を選定しているという事実はありません。各審議会ではそれぞれの専門分野で意見を出していただける人を選ぶというのが前提にありますので、この数字を上げるためではないということをご理解いただければと思います。

田中チカ子会長 ただ、そうばかりではないという印象があるということですね。ご努力を続けていただきたいと思います。ありがとうございます。数だけではなくて、機能とかが在り方とかそういった面から考えて、改善に向かうべきではないかというご意見でございました。

向江委員さんお願いします。

向江隆文委員 「意思決定の場への女性の参画拡大」に「県の女性役付職員の割合」を数値目標として入れたのは大きな前進だと思うんですが、係長以上の割合で、意思決定の場への参画拡大になるのかということが一つ。それから、管理職の割合ではだめなのかということ。それと、これを管理職で将来推計した場合、どのくらいなのかということも知りたい。次善の策としてこの目標を挙げているなら、本当に20%でいいのかということも少し詰めていく必要があるのではないかと思います。

それと全体の話ですが、政府の答申を見ますと「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」を第1分野として最初の項目に挙げています。県はこれが3番目の項目で、最初の項目が人権の尊重なのですが、女性の登用ということを考えれば、順番を入れ替えてみるのも一つの手かなと思いました。これを第1項目に持っていく、いつも判を押したように同じような改定案を作らなくても大胆に入れ替えることもあっていいかなと思いました。

田中チカ子会長 主要課題3が1になってもいいのではないかとということも併せて、今のご意見に関して事務局からいかがでしょうか。

事務局 もちろん、管理職という目標も検討したんですが、実現の可能性ということ考えた場合にたいへん難しいということがあったのと、国の目標である「2020年に30%」がまず向かうべき方向ではないかということもありまして、女性役付職員を30%にしようということから考えました。県職員の登用率をこの目標に挙げるのは今回初め

てで、目標にするということは1年ずつ数字が明らかになっていくわけです。向江委員さんからすると少し手ぬるい感じがあるのかもしれませんが、それが公表されて、20%に向けて少しずつ数字が上がっていくということはたいへん意義があると思っています。

それから、この項目を最初に持ってきたらどうかというご提案については委員の皆様のご意見を聞かせていただきたいと思います。

田中チカ子会長 先ほど向江委員さんは、次善の策としてということだったならば分らないというご意見でございました。事務局のお考えは、次善には遠いわけですが、現実ということでしょうか。毎年数値が上がるので、それが前に向かっていくエネルギーになるのではないかという願いでございます。皆様これに関連してご意見ございますか。

主要施策の順番については、条例などとの関連もございまして、これまでの計画との関連もあってこういう位置づけになっているわけで、1番が最も重要で、5番はそうではないということではないわけなんですけれども、いかがでしょうか。

大隈満委員 私も向江委員のお話を伺ってちょっと考えてみたんですが、主要課題の大きな項目でみると並べ替えは難しいかなという気がします。最初の項目の人権の尊重や意識の改革が総論で、それから各論に入って、雇用や家庭などが出てくる。ただ、重点目標や施策の方向といった細かい項目で見ると、人権の内容は暴力の根絶とかといった各論的な雰囲気が強くなって、おっしゃるように、意思決定の場への参画が重要だという感じが出てくるのはよく分かります。

もう一つ、代わりの案として、全体の構成はこれで行くんだけれども、今回の計画の重要目標はこれだというふうにしたらどうなるかと考えてみたんですが、それをすると今度はそれ以外の項目は適当でいいのというふうに受け取られてしまうので、入れ替えはなかなか難しいのかなという気がしております。以上です。

田中チカ子会長 他にございますでしょうか。藪委員さん、お願いします。

藪真智子委員 私はこの女性役付職員の割合というもののご報告を受けて感じたことですが、現在の8.8%の女性の役付職員の方は、職務にものすごく努力されて、ある意味、家庭やご自分を犠牲にしてがんばってこられた方々だと思うんです。ただ、女性だったらいい、頭数だけ揃えようということではなく、誰が能力があるのかという形で考えるほうがいいのではないかと、無理して20%、30%というよりも、本当にその方がその役目にふさわしいかどうかということが大切な気がします。あせるよりも内容を充実させるほうがいいのではないかとこの気持ちでお聞きしていました。

田中チカ子会長 20%というのは妥当ではないかということでもよろしいですか。

藪真智子委員 はい。もちろん、目標に向けて努力しよう、女性を積極的に登用しようという動きはいいと思うんですが、それにこだわるあまり、女性の頭数さえ揃えればということではちょっと考えものだなという気はします。

田中チカ子会長 たぶん県もそれはないとは思いますが、同時にM字カーブの是正、結婚や出産によってお辞めにならなくてもいいようにする手立てがないと、10年後にちょうど役付職員になるような年齢の方が20%いないようでは達成できないわけですね。そういう現実もあって、この20%という数字が出てきているわけですから、他の施策と関連させて進めていく必要のある項目だろうと感じております。

他にございますでしょうか。菊池委員さんお願いします。

菊池裕子委員 女性役付職員の割合が話題になっております。管理職にしても係長以上にしても増やしていく、能力のある人を登用していくということですが、絶対数の底辺の職員数が多くないと率は上がらないわけですよ。その絶対数が前提条件となってくるので、そういうことを考えて、この目標数値になったんだと思います。管理職というのは減らす傾向にありますから、毎年実績を出すときに、管理職を目標にするとたぶんほとんど数字が上がらないんじゃないかと思います。増えない数値がずらりと並ぶというのはあまり活動源にはならない気がします。

また、係長くらいからが大きく意思決定の場に関わっていく職だろうと思います。そういう意味で、いろいろ検討されたのがこの数字かな、絶対数の問題があるから、国が30%でも県は20%というものありかなと私は思います。

田中チカ子会長 関連して何かございますか。向江委員さん。

向江隆文委員 主要施策の順番については皆様のご意見に従いますが、女性役付職員の比率につきましてはベースとなる数字を出してもらわないとだめだと思うんです。10年後、女性職員がその年代の20%しかいない状況を本当に想定しているのかどうかということですね。能力の問題もありますけれども、たぶん審議会だって男女比というのを意識して割合を決めていると思うんです。母集団の中にどのくらい女性がいて、どのくらい登用できるかという明確な根拠を示してもらわないと、何もしないまま旧態依然のことをしていたらここまでいこうというのであれば、これだけ拍車をかけて取り組もうとすることに何の意味もなくなってしまうというところでございます。この根拠を明確にしていたきたいと思います。

田中チカ子会長 分かりました。事務局から何かありますか。

事務局 この数字の根拠と申しますと、人事課が調べたんですが、この10年後の役付職員になる程度の年齢の職員数が男性1,770人に対して、女性515人で、22.5%の人数と聞いています。現在はさらに女性が少ないので、結果的に8.8%となっていま

すが、その中で、こういう目標を掲げているということは、登用に大きく役立つと思います。もちろん女性全員が役付職員になるということでもなくて、能力主義、成果主義が問われるということでもございます。

菊池委員さんがおっしゃったように、目指したかった30%は絶対数的に無理だということで、20%という目標にさせていただきました。

田中チカ子会長 20%という目標数値が挙がっておりますけれども、例えば、中間改定などがありまして、目標数値が変わる可能性はあるわけですね。

事務局 そうです。今までの状況をみますと、例えば5年後に見直しということは十分可能性はございます。

田中チカ子会長 それでも30%にはできないですね。絶対数がないですから。

向江隆文委員 私が聞きたいのは、絶対的な職員の数と女性職員の割合とか、そのシミュレーションをどうやっているかということです。1,770人、515人という数字が本当なのかどうかを見てみたいということです。また、上級、中級といった級が登用状況に関わってくるのかということも気になります。

宮崎幹朗副会長 この30%の目標を達成するのは可能だと思うんです。どういうことかということ、藪委員さんが指摘された問題を無視して、男性よりも女性を優遇することになるわけですね。それは今の段階では決してしないほうがいいだろうということは分かります。

田中チカ子会長 片方で積極的改善措置というものが必要だといわれながら、片方では成果主義や能力主義が絡まってまいりますので、そのあたりが総合的に判断されてということになると思います。数字だけではないとおっしゃったのはそのとおりだろうと思いますけれども、今のところはこれでやってみましょうというところでいかがですか。ご意見がなければ、次に進めさせていただきたいと思います。

では、概略と数値目標についてご意見いただきましたが、今度は個別に一つ一つ検討していきたいと思います。

説明 資料1 第2次愛媛県男女共同参画計画検討案 理念～ 体系表

説明 資料1 第2次愛媛県男女共同参画計画検討案

主要課題1 男女の人権の尊重

田中チカ子会長 皆様からご質問も含めて、ご意見があればお願いします。

中間改定の時には、用語が分かりにくいという批判が多かったものですから、かなり用語解説が入りました。今回はそれが市民権を得た、あるいはそういう表現を取らなくても

よくなったということで、少なくなっているという背景がございます。

それよりも、内容につきまして皆様からございますか。善本委員さんお願いします。

善本裕子委員 私は今年第1回、第2回と欠席させていただきましたので、今になって意見を言うのも申し訳ないのですが、主要課題1の現状の説明に関しまして、必要な資料が記されています。例えば「女性に対する暴力の根絶」のところでは世論調査の結果が出ていますし、他の主要課題に関してもこの世論調査の結果が現状の説明ということで多く出ています。しかし、例えば暴力ですと、配偶者暴力相談支援センターへの相談件数の変化といった、もっと実態が分かるものがあったほうが、実情をとらえやすいのではないかと気がしました。意識も大事ですけれども、可能であれば実情が分かるものを掲載していただきたいと思いました。

田中チカ子会長 その点についてはいかがでしょう。意識調査を最近したものですから、それを重点的に取り上げられたということがあるのかもしれませんが、実態を示すことも必要ではないかというご意見でございます。事務局としてはいかがですか。

事務局 この計画を作るに当たりまして、会長さんがおっしゃられたように、昨年度世論調査を実施して、県民の意識を計画に生かしていこうということで、世論調査結果を載せたのですが、DVについては相談件数というのも一つの現状値であると思います。また、実際の暴力があった件数というのは世論調査のほうが近いかと思いますが、相談件数等もここに載せる方向で検討したいと思います。

田中チカ子会長 根拠資料としては説得力もありますね。昨年度の最後に報告もございましたので、ぜひ載せていただければと思います。善本委員さんよろしいですか。

他にご意見、ご提言ございますか。次に移ってもよろしいですか。そうしましたら主要課題2のご説明をお願いします。

#### 説明 資料1 第2次愛媛県男女共同参画計画検討案

##### 主要課題2 男女共同参画の視点に立った意識の改革

田中チカ子会長 ただ今ご説明がございました主要課題2でございますが、特に男性に自分の問題としての認識が低いという現状の指摘、それに伴う課題、施策ということでございます。ご質問、ご意見はございますか。

藤沢委員さんお願いします。

藤沢真理子委員 失礼します。51ページの数値目標「(2)男女共同参画の視点に立った教育の推進」というところです。「県立高校生の保育・介護体験活動への参加率」が21年度で39.6%で、目標が50%ということなんですが、他の都道府県の状況をいくつか

見ましたら、100%というところもありました。また、7ページに戻っていただくと、ここでは「全ての生徒が在学中に保育・介護や奉仕活動などの交流体験を行う機会を設けました」という記述がありますので、県立・私立も含めて100%かと思ったのですが、実際のデータは違っていました。男女共同参画社会の実現を目指すのに、体験学習というのは非常に大きな効果がございますので、どうなのかと思いました。

事務局 教育委員会から事情を聞いたところ、体験活動のメニューの選択肢がいろいろございます。介護や育児だけではなく、伝統文化など選べるメニューが広がりまして、男女共同参画が意図している介護や育児ではないメニューを選ぶ学生がいるということになっています。そうすると、機会は全て与えられているんだけど、全ての学生がそれを選ぶということにならないということで、教育委員会としては50%としたいというふうに聞いております。

田中チカ子会長 藤沢委員さん、以上のような説明でございますが、いかがでしょうか。

藤沢真理子委員 生徒の選択という理由は分かるんですが、保育や介護というのは、生活全体や男女共同参画の意識を変えるのに非常に効果的です。また、先ほど男性の育児休暇の取得という話もありました。私はその辺を授業でも取り上げたんですが、体験がある学生というのは考え方にすごく柔軟性がありますが、そういうことを一度もしたことがない学生は抵抗感が見られますので、気になったところでございます。

田中チカ子会長 藤沢委員さんのお考えでは、選択肢の中の一つのプログラムではなくて、独立して実施してもいいのではないかとこのところはあるんですか。

藤沢真理子委員 そうしてもいいくらいの価値があるのではないかと思います。

田中チカ子会長 教育委員会が実施なさっていることではあるんですけども、個々の意見としてお伝えすることはできるかと思います。事務局、そのあたりはいかがでしょうか。

事務局 教育委員会にもご事情はあると思いますが、会議でのご意見ということでは十分お伝えできると思います。

田中チカ子会長 会議での意思を伝えるということは大切だと思います。よろしく願いいたします。藤沢委員さん、それでよろしゅうございますか。

次のご質問、ご意見はございますでしょうか。そうしましたら、主要課題3に移ってもよろしいでしょうか。事務局から説明をお願いします。

## 説明 資料1 第2次愛媛県男女共同参画計画検討案

### 主要課題3 意思決定の場への女性の参画拡大

田中チカ子会長 ありがとうございます。皆様からご意見、ご質問がありましたら、お

願います。四方委員さん。

四方智美委員 一点ご質問なのですが、29ページの女性の参画状況の「管理的職業従事者に占める女性の割合」というところで、平成19年の愛媛県の数字6.9%ということですが、5年前と比べて数字が半減しているし、全国と比べても半分ということで、もしかしたら比較するものが若干違っているのではないかなという気がいたします。もう一度確認をしていただければと思います。

田中チカ子会長 確かにそうですね。この点いかがですか。

事務局 再度確認させていただきます。

田中チカ子会長 ちょっとお時間いただきたいということでございます。

他にございませんか。高橋委員さん。

高橋美代子委員 私はPTAですので、いわゆる民間部門における女性の参画拡大という分野になると思うんですが、行政が具体的にどういう働きかけをすることを前提としているのでしょうか。例えば、PTA会長の女性割合を増やそうという気持ちは分かりますが、それをどういう形で働きかけるのかということに全然現実感がなかったものですから。県が声を掛けてPTA会長の女性を増やそうというようなことができるわけではないですね。意識改革ということでは働きかけがあると思いますが、この民間部門における女性の参画拡大について、行政としてどういうことをするつもりなのか、お考えを聞かせていただきたいと思います。

事務局 行政が女性のPTA会長や自治会長の数を増やすということではできません。高橋委員さんもおっしゃられましたが、意識啓発の部分を担当ということになると思います。そういう場所に女性のリーダーが増えていくよう、県が率先して示していくとか、女性総合センターなどでリーダーとなる女性を育成するとか、そういう間接的な方向にはなると思うんですが、少しでも女性のPTA会長や自治会長が増えていくよう後押しすることが行政の役割だと思っています。

田中チカ子会長 県には男女共同参画推進本部会議という副知事が長を務める会議がございます。そこでは各部長が出てきますので、それぞれの分野で進められていくのかなとイメージしていたんですけども、同じようなことをおっしゃっていただきました。その上で、高橋委員さん、どういうご意見がございますか。

高橋美代子委員 お恥ずかしい話ですが、女性の意識がたいへん低い。PTAに関しては分母がほとんど女性ですので、もっと女性のPTA会長が増えるべき分野だと思います。先ほどの県職員でいえば男性約1,700人、女性約500人と人数が違っているのですが、PTA活動に関しては極端に言えば8割が女性会長でも構わない分野だと思います。

ただ、古い地域であればあるほど、女性になることに関して抵抗もあります。私は壬生

川というところですが、伝統のある壬生川で女性会長なんてと言われました。PTA会長は名誉職的な立場ですので、女性になるのは好ましくないという地域自体の考え方があるのは事実です。

余談で申し訳ないのですが、男女共同参画の講演などはPTAにはあまり話が来ていません。人権とか文化講演会とかいった講演、研修は受けておりますが、男女共同参画に関する研修というのはあまり受けておりませんので、研修や講演などを県から提案していただくのも一つの案だと思います。今年、保健福祉部からがん検診を受けませんかという研修をPTAで受けてもらいたいという話がきました。最初聞いたときに、何でこれをPTAが受けなければならないのか、人が集めにくいテーマではないかという話はさせていただいたんですが、実際に受けました。ですから、県として男女共同参画の研修をしてもらえないかというような働きかけを県PTA連合会にすることはできるのではないかなと思っています。

田中チカ子会長 ありがとうございます。具体的なご提案をいただきました。教育現場においては、現に菊池委員さんが高校生に話をさせていただいているんですが、もっとPTAにもというお話ですね。家庭から男女共同参画をという視点から考えると大切なことだと思います。事務局から何かございますか。

事務局 今おっしゃっていただいたような、PTAに場を設けるという発想ができていなかったところもあります。せっかくPTA連合会の会長さんが参画会議の委員になっていただいていますので、県や女性総合センターの出前講座を活用していただくなど、連携していきたいと思っております。

田中チカ子会長 高橋委員さん、よろしいでしょうか。

他にご意見はございますか。加藤委員さんお願いします。

加藤晶子委員 私も同じ民間分野のことでお聞きしたいのですが、私は建設業協会ですので、防災分野は興味があります。防災などいろいろな分野に女性部としても活動していきたいのですが、実際にどういう活動を望まれているのか、逆に要望を出していただけたら、それに向けて活動していきたいと思っています。いろいろな会を見直すためにも、詳しいことをお聞かせいただけたらと思います。

事務局 この防災というのは、阪神・淡路大震災あたりから、男性が留守の場合や避難所での生活など、いろいろなところに女性の視点が必要だということでクローズアップされてきたわけなんです。まず防災関係の職場は男性が多いものですから、女性に何をしてもらいたいというのが分からないというのが多々あると思います。そういう要望があれば対応しますよというお話は消防防災安全課などにも伝えさせていただきたいと思っています。

田中チカ子会長 具体的には全体のまちづくりの中で関わっていくということになるでし

ようね。ただ、何を願っていいのかが分かりにくい。だから、私たちは何ができるかという提案があってもいいでしょうね。

宮崎幹朗副会長 各地域の自主防災組織などは、自治会とかで作っている形になっているんですね。ただ、実際には活動していないので、形だけになっているところがほとんどだと思います。実際に災害にあったときにどうするかという話をしたら、必然的に地域の女性が何をするかということを考えざるを得なくなると思うんですよ。各地域の自主防災組織がいざというときにどういうことをするのか、一人では動けないような方たちをどうやって誰が助けるのかというような具体的なことを考えていくと、絶対女性が必要となってきます。ですから、まず、実際の動きを消防のほうから各市町に話をさせていただいて、そこから地域に話をさせていただくということが必要なんじゃないかなという気がします。

田中チカ子会長 そのときに、問題になってきたのが個人情報なんですね。必要なときに手助けになりたいと思ってもなかなか進められない。それが改正されるようですので、その意味では効果のある計画づくりにもつながっていくかなという気がします。建設業だけではなくて、住民として我々全員の問題です。

もう一つ、宮崎副会長さんがおっしゃってくださったように、役割を決めて表にしたりという形はあるけれども、実際に機能していない、そういう段階ではないかと思います。それを進めていく力にならなきゃいけないんですけれども。

関連してでも結構ですし、他のご意見でも結構です。何かございますか。ないようでしたら、主要課題4に移りたいと思います。

#### 説明 資料1 第2次愛媛県男女共同参画計画検討案

##### 主要課題4 家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備

田中チカ子会長 ご意見、ご質問がございましたら、お願いします。

郷田和美委員 最初に数値目標で説明していただいたところですが、県職員で育児休業を取られている方が1.1%で一人だと言われたんですが、それは平成20年度に一人ということでしょうか。

事務局 20年度に一人です。21年度の最終の統計はまだ手元に来ていないのですが、聞いたところでは21年度も一人だということです。

郷田和美委員 平成32年度に10%というのは、その年度に10%という目標ですか。トータルでという目標ですか。

事務局 その年度にという目標です。

田中チカ子会長 だんだん上げていって、最終的に10%にということですね。

郷田和美委員 素朴な質問なのですが、育児休業を取られた方はどれくらいの期間取られたんでしょうか。そして、復職したときは前の職場に復帰されたんでしょうか。

事務局 すみません。そこは把握しておりません。

田中チカ子会長 そうですね。短期の場合と長期の場合とありますね。細切れに取るということが難しかったのですが、今度改正されましたのでそれができるようになりました。

郷田和美委員 男性が育児休業を取られたというのはニュースになります。どこかの首長さんも取られていましたが、県職員から先行していけばいいと思います。育児休業を取ることで、周りが仕事に支障があつてたいへんだというムードになるとしんどいので、周りのムードづくり、意識改革が大切だと思います。男性に育児休業をどんどん取っていただきたいという意見です。

田中チカ子会長 ありがとうございます。上司の考え方にもよりますね。

具体的施策では啓発ということが書かれているんですけども、それだけでは不十分ではないか、取得の促進、奨励なども含めた内容にしてほしいというお考えということによるのでしょうか。

郷田和美委員 そうですね。

それと、何ヶ月という期間取るのではなくても、本当に大変な時期に1ヶ月だけ、気楽という仕事に対して失礼かもしれませんが、気楽に取れる短期間の取り方もあるのかなと思います。そういう意識、周りの環境づくりが大切かなと思っています。

田中チカ子会長 そういうことができるようになったということを知らせていくことも大切ですよ。

善本裕子委員 今お話に出た首長さんには取得が3日だった方もいらっしゃるんですね。そういう意味で、この10%というのは簡単に達成できるだろうと思うんです。これを実施していく上で、実質的に取れるようにお願いしたいと思います。

田中チカ子会長 どういう形で話題にするかは配慮が必要でしょうけれども、進んでほしいことですね。

他にご意見ございますか。近藤委員さん。

近藤智佳委員 まず、文言のことで気がついたことがあります。13ページの一番下、「男女ともに生活と仕事とのバランスのとれた」とありますが、せっかく日本語で生活と仕事となっていますので、できればバランスではなく調和のほうがいいかと思いました。同様に37ページの「いろいろな要素のバランスを取る」というところも調和にしたほうが、気楽に考えられるのではないかなと思いました。

田中チカ子会長 バランスというと均衡ということを考えますが、調和ならば均衡でなくても構わないということですよ。その点はどうですか。

事務局 近藤委員さんの言われたほうが分かりやすいのではないかと思いますので、調和に直させていただきたいと思います。

田中チカ子会長 そう直すことにいたしましょう。他にございますか。

近藤智佳委員 先ほどから出ていました女性役付職員の割合ですが、女性が辞めずに、仕事を続けていただくということを考えると、数値目標の中の「仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる人の割合」、ここも県職員の割合が上がるといいと思いますし、職場結婚される方も多いかもしれませんから、男性の育児休業の取得率が上がれば女性職員が辞めずに能力を高めて役に付いていくということになるのではないかと思います。全体的に連動して上がっていくということではないかと思いました。以上です。

田中チカ子会長 ありがとうございます。向江委員さん。

向江隆文委員 38ページのえひめ子育て応援企業認証制度のところですか。この制度については前日も藪委員がいろいろなご意見を出されていたと思います。県の事業としていいものではないかと思っておりますが、あまりにもあっさりしていて、例えばこの間説明いただいた、えひめ子育て応援企業認証サポート事業を推進するとか、もっと言えばインセンティブの拡大を検討するというくらいを追加して、ここが重要だということが分かるようにしたほうがいいのではないかと思います。

それと「ファミリー・フレンドリー企業の表彰企業数」を削る理由があるのかなと思っています。国が辞めるというのなら別ですけども、ファミリー・フレンドリー企業が重要であるということを示すんだったらあの目標も残しておけばいいんじゃないかと思えます。実績が半分しかなかったので、消したいのかもしれませんが、置いておく必要はあるんじゃないでしょうか。

事務局 ファミリー・フレンドリー企業というのは、国の表彰になります。もちろん県もできることはあると思うんですが、5企業を10企業に伸ばしていくときに、経済労働部としてもなかなかできることがないので、県の目標としては下ろさせていただいて、代わりに県が認証を始めましたえひめ子育て応援企業にシフトしたいということです。

また、向江委員さんが言われましたように、具体的施策の応援企業の記載は内容を追加して書いていきたいと思えます。

田中チカ子会長 ファミリー・フレンドリー企業については四方委員さんから何かございますか。

四方智美委員 ファミリー・フレンドリー企業については国の施策で、しばらく増えていない状況でございますが、一般事業主行動計画に関連して「子育てサポート企業」の認定制度がありまして、認定企業が増えつつありますので、その中からファミリー・フレンド

リー企業が出てくるのではないかと考えております。いずれにしても、今回のご意見は国の課題として私どものほうで受けとめさせていただきたいと考えています。

この主要課題4についての質問、意見なんですが、よろしいでしょうか。「施策の方向 ワーク・ライフ・バランスの推進による働き方の見直し」のところですか。おそらくアとイが経済労働部、ウが教育委員会がされていると思うんですが、ウの労働時間短縮というのは教育現場のみならず、民間企業なども含めた全体にかかる問題なので、教育現場に限定せず、広く「労働時間短縮の促進」というふうに変えていただいたほうがいいのではないかと思います。出されたのは教育委員会かもしれませんが、全体の問題としてとらえたほうがいいのかないかなと思いました。

それから、40ページですが「施策の方向 就業継続・再就職の支援」の具体的施策の記載がばらばらだと思いましたので、少し順序の修正をされたほうが良いと思いました。例えば、再雇用制度と再就職促進の間に職業訓練の実施が入っているところ。それから、県の内部での支援なのか、もっと広い全体に対する支援、啓発なのかというところが分かりにくいなと思いましたので、もう少し整理していただくといいかなと思います。

それと、カ「出産・育児に伴い退職した女性職員」とありますが、介護の場合もありますので、「出産・育児等に伴い退職した」のほうが良いと思います。それから、「女性職員」と記載していますが、女性のみでの再雇用制度というのは、男女雇用機会均等法上問題があります。現実的には女性が圧倒的に多いとは思いますが、女性という文言は削っていただいて、「職員」というふうに文言訂正していただければと思います。

田中チカ子会長 ありがとうございます。ご指摘いただいた点につきまして、事務局からございますか。

事務局 労働時間短縮については、教育現場に限らずというご指摘はごもっともですので、経済労働部に了承を得て、教育現場に限らない記載にしたいと思います。

「就業継続・再就職の支援」のところは、まず全体にかかること、それから医療機関、その中の県病院、ここまでが就業継続という意図で記載しています。カとキが再就職、クは看護職員の再就業というくくりで、この並びにさせていただいたつもりなんですが、再考したいと思います。

田中チカ子会長 女性のお医者さんもそうですね。看護に限っていいかという問題もあるかと思いますが。

菊池裕子委員 今話題になっている再就職支援のところですが、愛媛県は高齢化率が全国12番目ということで、私は介護の点がどうなのかなと思いつつ見せていただきました。例えば40ページのクなどは、「出産・育児等」としないで「出産・育児・介護」と入

れたほうがいいのかと思います。また、「看護職員」だけでなく「介護職員」も大問題になっていると思うんです。

四方委員さんも言われていますが、力のところ「出産・育児」に「介護」を入れていただきたい。介護に伴い退職した人もかなりいると思うんです。これらの点がちょっと気になっているところ。県職員の育児休業のところに介護を入れてしまうとばらばらになってしまうので、ちょっと困ると思いますが、就業継続・再就職の支援のところには介護という言葉を入れていただくとありがたいと思います。

田中チカ子会長 重点目標の「安心して子どもを育てられる環境整備」に介護が入ることについてはどうでしょうか。この前にも菊池委員さんからは似たようなご意見が出たんですが、何らかの形で介護を入れることはいかがですか。これは少し工夫する必要がありますあるんじゃないかと思います。

事務局 重点目標は「安心して子どもを育てられる」とあるんですが、この就業継続というところでは、おっしゃるように介護というのはとても重要なので、出産・育児と並べて介護というのも入れていきたいと思います。

田中チカ子会長 看病などもあるでしょうから、「等」はいるでしょうね。ここで結論を出さずに、少し時間を差し上げて検討していただくということでよろしいでしょうか。ここに入れることで矛盾があるかもしれませんし、もっと適切なところがあるかもしれません。いずれにしても介護という大きな問題をどこかに入れていただくということで、事務局よろしいでしょうか。

事務局 それでお願いします。

田中チカ子会長 では、他にございますか。皆様よく見ていただいて、ご意見を出していただいてありがとうございます。

そうしましたら、主要課題5に移りたいと思います。

## 説明 資料1 第2次愛媛県男女共同参画計画検討案

### 主要課題5 労働の場における男女平等の確保

田中チカ子会長 ありがとうございます。ずっと抱えてきた課題が最後に出てまいりました。何かご意見ございますか。

大隈満委員 主なことは先ほど申し上げたので、感想と直してほしい点を申し上げます。農林水産業の問題は、ここではどうしようもない面もありまして、この間、地域振興についての講演を聴いておりましたら、農山漁村社会は男社会であるからとばっさり言われて

しまつて、がっかりしたことがありました。意識改革の話と非常に関わりが深いので、主要課題2の意識改革のところでもしっかり農山漁村をやっていくべきだろうなと思つております。

内容については、49ページの施策の方向のウ「農業協同組合、漁業協同組合等」となつていて、森林組合は「等」に入つてしまつていますが、一番注文をつけましたのが森林組合だったものですから、「農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等」にしたかどうかと思つています。

それから、目標を増やしてもらつてありがたかつたんですが、農業の場合を見ると、認定農業者とか農業指導士の制度があつて、特に農業指導士は女性が活躍されていいのですが、林業、漁業にこの手のものがあるのか、私も専門ではないので思い出せないのですが、そういう女性の入りやすいリーダーになるような制度があるのでしたら、次の機会結構ですが、増やしていただければということです。

最後に、目標があるのは主要課題5では重点目標の(3)だけですが、他は数値目標となるものが何もなかつたのかなと思つました。やはり農林水産業が一番問題かなと思つながら拝見しておりました。以上です。

田中チカ子会長 ありがとうございます。事務局お願いします。

事務局 森林組合についてはぜひ入れさせていただきたいと思つます。

それから、家族経営協定は林業、漁業もあると思つますけれども、農業指導士のようなものはちょっと確認しないと分かりません。

数値目標ですが、他の重点目標はどうしても労働局に担つていただく部分がかかりございまして、県の目標というのが難かつたという側面がございます。愛媛県の地域性として農林水産業関係が全てを占めてしまつたというのが実情でございます。

田中チカ子会長 大隈委員さんよろしいでしょうか。

四方智美委員 44ページの男女別労働力率の表ですが、平成19年の労働力調査というのが非常に古い。愛媛県に至つては平成17年の国勢調査ですが、県単位ではそれしか取れないので仕方ないかと思つんですが、少なくとも全国についてはもう少し新しいデータがあるかなと思つました。

それから、施策の方向ですが、前回の中間改定するときもこの順序だったんですが、男女雇用機会均等法の条文からいうと、が1番目ではないかと思つます。変えるのであれば、が2番、が3番かなと思つました。

47ページ、「多様な働き方への条件整備」のところですが、具体的施策の中で、「労働関係法令やパートタイム労働指針」となつています。パートタイム労働法は労働関係法令

に含まれて、指針だけがここに出されているのかなとも思うんですが、現行法ではパートタイム労働法の中に均衡待遇確保というのが盛り込まれていますので、むしろ「パートタイム労働法等の労働関係法令」などの記載にさせていただいて、指針については削除させていただいても問題はないかなと思います。

田中チカ子会長 今回の点いかがでしょう。

事務局 順番ですが、現計画のときにはセクシュアル・ハラスメントを1番目に持ってきた状況だったと思うんですが、四方委員さんがおっしゃった順番が適切だと思いますので、委員さんご賛同いただければ、順番を逆にしたいと思います。

後のご意見については経済労働部に確認させていただきます。

田中チカ子会長 そうですね。少しお時間をいただくということですね。

順番については四方委員さんがおっしゃった順番でよろしいでしょうか。ありがとうございました。

向江隆文委員 すみません。少し戻るんですが、40ページのファミリー・サポート・センターです。これも重要だということで説明を受けましたが、ここではあっさりとした「ファミリー・サポート・センターの設置促進」という記載で終わっています。設置していない市町をなくするという目標を持っているのかとも思ったのですが、もう少しそこを詰めたほうがいいのではないのでしょうか。数値目標は26年度までにプラス3箇所という話だけですので、それだったらもう少し後押しするようなことを加えたほうがいいのではないかと思います。数値目標についても26年度まではそのままでもいいのですが、その後は、20市町に置くということならば、20箇所にすればいいのではないかと思います。

田中チカ子会長 この点はどうですか。

事務局 数値目標については経済労働部に再度確認させていただきます。

田中チカ子会長 向江委員さんよろしいですか。それから、40ページのシ、もう少し記載を工夫してはどうかということですが。

事務局 経済労働部に投げかけたいと思います。

田中チカ子会長 それでよろしいでしょうか。

善本裕子委員 意見なんですが、女性の貧困という文言をどこかに入れてほしいと思うんです。これは非常に大きな問題ですが、どの項目に入れるかというのが分かりにくくて、もしかしたら主要課題5というより主要課題1に入れるべき問題かもしれません。女性たちの深刻な問題として、言葉だけでも現状認識として記していただきたいと思います。

田中チカ子会長 その問題は大変大きい問題だということを事務局も自覚しておりますし、国でもそういう答申がされています。全体のまとめの中で、それをどこかに入れることは

できないかということですが、いかがですか。

事務局 会長が言われたように、様々なところに広く関わってくるところなので、お答えになるかどうか分かりませんが、15ページの「社会経済環境の状況」を見ていただきたいと思います。その他の状況に「生活困難層が幅広い層に広がっています」という記載で、大きな状況として書かせていただいております。

善本裕子委員 おそらく10年間この計画を進めていくと、そういった問題が今よりもっと深刻になってくるのではないかと思うんです。特に「貧困の女性化」という言い方をされますが、その問題が施策の直接の対象でもあり、児童虐待などの背景となっているので、女性の問題の重要な項目であるという認識がもう少し表に出たほうがいいかなという感想です。

田中チカ子会長 そのことについて皆様どのようにお考えでしょうか。女性だけではなくて、若い男性とかいろいろな人が貧困という問題には関わってくると思います。働き方というよりは生活の中に入ってくるのでしょうか。働き方ももちろん関係はしてくるのですが。

善本裕子委員 雇用の機会などといったことも関わっていますので、やはりここかなとは思ったんです。大きな構成の変更が必要なことかもしれませんが、個人的な思いとしては、先ほど言われた15ページには「単身世帯やひとり親世帯」と一般的に書いてありますが、この問題はジェンダーの問題でもありますので、「貧困の女性化」といった意味のことを加えていただくことが必要かと思っています。

田中チカ子会長 とても大切なことだと皆様も感じておられると思います。まだ確定したわけではございませんので、必要な修正はできると思います。

事務局 説明の追加をさせていただきますと、国の答申に、「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」という項目が設けられました。それをどうするか検討したときに、DV、雇用、就業継続や子育てとの両立、労働の場の平等などといった、かなり広い部分にまたがりますので、貧困や生活困難については主要課題1と4と5の対策によって支援をしていけるのではないかという考えで、現在の案になっているという経緯はございます。

善本委員さんが言われた「貧困の女性化」に関する記載については検討させていただきたいと思います。

田中チカ子会長 そういうご説明でしたね。ただ、これからだんだん高齢化が進んでいく中での貧困、貧困の女性化、というご指摘がございましたので、その辺もどこかに入れる必要があるのではないかと思います。少し事務局が時間をいただいて考えるということでもよろしいですか。

事務局 そうさせていただきます。主要課題4に高齢者が安心して暮らせるという部分もありますので、そのあたりも含めて考えたいと思います。

田中チカ子会長 介護サービスだけではなくて、経済的な問題も入ってくるといいかなと思います。重要な問題ですので、ぜひお願いしたいと思います。ご検討いただくということによろしいでしょうか。

では、最後の推進体制に移りたいと思います。

#### 説明 資料1 第2次愛媛県男女共同参画計画検討案 推進体制

田中チカ子会長 皆様からご意見をいただくような変更もございませんが、女性総合センターという名称は変更の方向で考えられているということで前回ご紹介いただきました。同じ変えるならおもしろい名前をというご意見も出ましたが、なかなかおもしろくはできない、法律に沿った命名になると思います。ぜひ、おもしろい愛称を募集したいというお考えを事務局からお聞きしました。それが今の状況だろうと考えております。

最後、少し時間が超過いたしましたので、皆様にはご迷惑をおかけしました。お詫び申し上げます。これで今日いただいた議題は終えたように思いますので、進行を事務局にお返ししたいと思います。

事務局 次回の会議でございますが、時期は1月を予定させていただいています。本日もいただいた意見と国の計画を勘案して、見直し案を作成してご審議いただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

## 5 閉 会

司会 それでは、以上を持ちまして平成22年度第3回愛媛県男女共同参画会議を終了いたします。皆様どうもありがとうございました。